

仙台市立将監小学校PTA会則

第1章 名称

- 第1条 本会は仙台市立将監小学校PTA（以下「この会」という）といい、事務局を将監小学校におく。
・所在地 仙台市泉区将監3丁目10-1

第2章 目的および活動方針

- 第2条 この会は保護者と教師が協力して児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は次の方針に従って運営する。

- ① 児童の教育ならびに福祉のために活動する団体および機関と協力する。
- ② 宗教または政党に偏しまたは営利を目的とする活動はしない。
- ③ 他のいかなる団体からも支配され干渉を受けない。
- ④ 学校の管理と運営並びに人事に干渉しない。
- ⑤ 本会の活動において、すべての児童は平等に扱われ、児童及びその保護者の属性によるあらゆる形態の差別をしてはならない。

第4条 この会は第2条を達成するため次の活動をする。

- ① 児童の福祉厚生、学習の奨励
- ② 教育環境の整備改善
- ③ 学校と家庭の緊密な連絡と校外指導
- ④ 会員相互の親睦と教育の向上
- ⑤ その他この会の目的達成に必要な事項

第3章 会員及び準会員の規定

第5条 ①この会の会員はPTA活動に賛同する将監小学校在校児童の保護者（以下「保護者会員」という）および同校の教職員（以下「教師会員」という）とする。

②本会への入会は所定の入会申し込み書を提出しなければならない。様式は電磁的方法でも可能である。なお退会の意思がなく、在籍児童がいる場合は毎年自動更新となる。

③会員は、自らの意志で退会することができる。その場合、任意の書面をもって申し出ることによって退会できる。その際、会員が退会することによる当該児童への一切の不利益を生じさせてはならない。なお、児童の卒業や転校により当該世帯に在籍児童がいなくなった場合や、教職員の退職及び異動の場合には、自動退会とする。

④会員に準じるものとして、準会員を定める。準会員は、在学児童の保護者ではないが、会の趣旨に賛同し、入会したもので構成する。準会員は、PTAの活動へ参加することができるが、役員になることはできず、また総会への参加など、本会の意思決定に関わることはできない。さらに、準会員について会費は設定せず、第8章の慶弔も適用外とする。

⑤入会、退会の届け出は自由とする。期間途中の退会であっても会費の返還は行わない。中途入会の場合の会費は別途計算とする。

⑥会費の他に協力金の枠を設ける。

第6条 本会運営活動の円滑化を図るため、本部役員会内に、各学年担当、企画担当、広報担当、地域安全担当を設ける。各担当は本部役員の中の幹事が担当し、他の役職との兼任も可とする。

- ① 各学年担当は、学年や年齢に応じた児童の成長を応援及び支援する。
- ② 企画担当は、児童や学校に資する事業や活動を企画する。
- ③ 広報担当は、会員相互の連絡や外部への情報発信を担当する。
- ④ 地域安全担当は、学区内の安全と地域組織との連携を担当する。

第7条 会員は会費を納めるものとする。会費の額は総会で決める。

第4章 役員と職務

第7条 この会の役員は次のとおりとする。但し、「P」は保護者会員、「T」は教師会員、「O」はPTA役員OB・OGなどの略である。

- ① 会長1名(P)、副会長3名(P2名、T1名)、事務長1名(P)、事務次長1名(T)、書記2名

~~-(P)、会計3名 (P2名、T1名)~~ 副会長 (P)、幹事 (P)、事務長1名(P)、書記 (P)、会計 (P)、参与 (T)、顧問 (P・O) とする。尚それぞれの人数は会員数により流動的に変動し、職務を兼任する事も可能である。

② 役員は他の役員、~~会計監査委員~~を兼ねることはできない。

第8条 役員は総会において、承認を受ける。新年度役員候補の選出作業は本部役員会が事務局となつて行う。役員、幹事選出は入会届もしくは別途アンケートにおいて公募する。本部人数が5人未満の場合は兼任をもって補填する。~~において選出七、その方法は別に定める。~~但し、顧問と幹事、教師会員より選出される役員は会長が委嘱し、顧問と幹事の指名はする。

第9条 2 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 会長は会務を統括し、この会を代表する。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第12条 事務長及び事務次長は次の職務を行う。

① この会の連絡調整

③ 印鑑および記録文書等の保管。

第13条 書記はこの会の庶務全般を行う。

第14条 幹事は各担当を中心として会務を行う。

第15条 参与・顧問は、本会の運営に対し必要な助言を行う。

第16条 2 会計は予算に基づき、この会の会計事務を行う。
この会の財産を管理する。

第5章 顧問、参与

第17条 2 この会に顧問および参与をおくことができる。
顧問および参与は総会にはかつて会長が委嘱する。

第18条 顧問はこの会の諮問に応じ、参与は会長の求めに応じて会務に参与する。

第19条 校長は参与となり会の企画運営に参画することができる。

第6章 会議

第20条 2 この会の会議は総会、役員会、~~運営委員会~~、~~学年部会~~、~~専門部会~~とする。但し特に必要がある場合は~~運営委員会~~役員会の承認を得て臨時委員会を設けることができる。
2 会議の議事は出席者の過半数の同意で決定し、可否同数の場合は議長が決する。
3 会議は議事録を作成する。総会の議事は出席者1名以上の署名を受けるものとする。
4 総会、役員会、~~運営委員会~~は会長が招集七、~~部会~~は部長が招集する。

第21条 2 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。
2 総会は定期総会および臨時総会とし、議長は出席会員より選出する。
3 定期総会は年1回開くものとし、~~書面~~もしくはオンラインによる開催もできる。臨時総会は運営委員会役員会が必要と認めたととき、または会員の3分の1以上の要求があったとき開く。
4 総会は会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)がなければ、その議事を開き、または議決することはできない。オンライン総会を行う場合は、全投票数の過半数をもって可決とする。

- 5 総会には次の事項を付議する。
- ① 活動計画および報告
 - ② 経費の予算および決算
 - ③ 役員、会計監査委員の選出
 - ④ 会則の改廃
- ④ その他会務運営に関する重要事項

第22条 役員会は会長、副会長、事務長、事務次長、書記、会計、**幹事**で構成し、会務の執行について審議する。

~~第23条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であって、役員、参与、各部長、副部長で構成し、会務運営に関する事項について協議する。~~

~~第24条 各部会は部ごとに委員の互選により、部長1名、副部長2名(P1,T1)を選出する。~~

- ~~2 各部長は部会を代表し、部活動を統括する。~~
- ~~3 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。~~
- ~~4 各部委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。~~

~~第25条 学年部会は各学年ごとに設け、次の活動を行う。~~

- ~~① 学年に相応しい活動の企画運営~~
 - ~~② 会員の親睦と情報交換~~
- ~~(ア) 委員は各学年ごとに4名選出する。~~

~~第26条 専門部会は次の活動を行う。~~

- ~~① 保健体育部会 全会員を対象とする事業活動および環境美化作業~~
 - ~~② 研修部会 会員相互の親睦と研修に関する活動~~
 - ~~③ 広報部会 会報の発行~~
 - ~~④ 健全育成部会 児童の健全育成に関する活動~~
- ~~2 保健体育部、研修部、広報部、健全育成部の委員は、学年ごとに4名選出する。(各部1名)~~

第7章 会計

第23条 この会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。

第24条 この会の経費は総会において議決された予算に基づいて行われる。
2 予算執行上、やむを得ず項目の流用を要するときは役員会の議決を経て行う。

第25条 この会の決算は会計監査を経て、総会に報告され承認を得るものとする。

第26条 予算の更正は運営委員**役員会**の議決により行うことができる。

第27条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 会計監査

第28条 この会の経費を監査するために会計監査委員3名をおく。

第29条 会計監査委員は総会において選出する。その方法は別に定める。

第30条 会計監査委員は定期または必要に応じて随時監査を行う。

第31条 会計監査委員は監査結果を総会において報告する。

第32条 会計監査委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第9章 補則

第33条 この会の運営について必要な規定は運営委員役員会の議決を経て定めることができる。

第34条 この会の会則は総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することはできない。但し、改正案は総会の前に会員に周知する。

第35条 本会を解散する場合、PTA会費の最終残金は仙台市へ寄付する。

付 則 設立月日 昭和46年6月16日
この会則は昭和46年6月16日より施行する。
最終改正 平成28年4月28日（第14回）

会計監査選出に関する規定

第1条 将監小学校PTA（以下「この会」という。）の役員、会計監査委員（以下「役員」という。）を選出するため、仙台市立将監小学校PTA会則第8条の定めるところにより、役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設ける。

~~第2条 選考委員会は各学年部会1名、各専門部会1名、教師会員1名の委員（以下「選考委員」という。）をもって構成し、任期は選考の任務が終了するまでとする。~~

~~第3条 選考委員会は選考委員の互選により委員長1名、副委員長2名（P1,T1）、書記1名をおく。~~

~~第4条 選考委員会は委員会発足後、速やかに役員選考方法等（自薦他薦を含む）について、この会の全会員（以下「会員」という。）に周知するものとする。~~

第5条 選考委員会は役員選考にあたっては会員の総意を反映させるものとする。

第6条 選考委員は役員候補者を兼ねることはできない。但し、役員に選ばれ就任を承諾した場合は速やかに選考委員を降りなければならない。その際、代表元よりの補充はしないものとする。

第7条 選考委員会は、選考の経過とその結果を総会で報告し承認を得る。

第8条 会計監査委員は、本部役員もしくは運営委員各部長または会計経験者、経理経験もしくは職務に就いているいずれかの者とする。

付 則
この規程は昭和53年2月10日より施行する。
最終改正 令和4年9月14日（第7回）

監査選考委員会内規

第1条 仙台市立将監小学校PTA会則第7条に規定される将監小学校PTA（以下「この会」という。）の役員、会計監査委員の選出方法について定める。

第2条 役員選考委員会は役員、会計監査委員選出に関する規程第2条に基づき選出される委員によって構成する。

第3条 役員、会計監査委員候補者はこの会の全会員による家庭投票によって選出する。

第4条 家庭投票については次の通りとする。

- ① 投票は無記名とし、学級・学年・地域を問わずこの会の全会員の中から5名以内を投票用紙に記入する。投票用紙の様式は別に定める。電磁的方法の場合はアンケートフォームに基づく様式となる。
- ② 規定投票用紙以外による投票は無効とする。
- ③ 投票用紙には選考委員長印を割印し、投票は厳封して行う。尚電磁的方法の場合は割印は省く。
- ④ 最終候補者が辞退を申し出た場合には選考委員会で慎重に協議し、その理由を正当と認めた場合にのみ次点者を最終候補者とする。
- ⑤ 投票様式は委員会競技により電磁的方法で行う事ができる。

投票用紙様式

令和 年度将監小学校PTA
役員、会計監査委員投票用紙

令和 年 月 日

(1) 推薦したい方（自薦の場合もこの欄にお書きください）

氏名	地区名	学年
		年
		年
		年
		年
		年

※ 推薦する方の氏名がわからない場合は、子どもさんの名前とその父か母とお書きくださっても結構です。

(2) 白紙委任いたします。

選 員 員
考 会 長
委 委 之
印

会員の表彰に関する規程

第1条 将監小学校PTA会員（以下「会員」という）の表彰については、仙台市PTA協議会規約第29条に基づき規定されている3.表彰に関する細則、および泉区PTA連合会規約第23条に基づき規定されている表彰に関する細則の定めるところのほか、本規程によるものとする。

第2条 将監小学校PTA（以下「この会」という）の発展向上に寄与した会員は表彰することができる。

第3条 前条に掲げる表彰の基準は次のとおりとする。

- ① 多年にわたり役員、委員として活動が顕著な者
 - ② この会の運営に積極的に参画し、活動が顕著な者
 - ③ その他運営委員会役員会で表彰に該当すると認めたる者
- 2 表彰は退会会員とする。
 - 3 第1項及び前項に基づき役員が表彰者を選考し、運営委員会役員会において承認を受ける。

第4条 この会の表彰は原則として定期総会の日とする。

第5条 第2条の表彰にあたっては感謝状を贈呈する。併せて記念品を授与することができる。

付 則

この規程は昭和53年2月10日より施行する

平成16年4月17日改正

会員の旅費に関する規程

第1条 将監小学校PTA（以下「この会」という。）の会員の旅費について必要な事項を規定する。

第2条 旅費の支給は次のとおりとし、実費とする。

- ① この会を代表して各種行事に出席する場合
- ② その他役員会で必要と認めた場合

付 則

この規程は昭和53年2月10日より施行する。

会員の慶弔に関する規程

第1条 将監小学校PTA（以下「この会」という。）において慶弔の意を表するとき、または災害のときは本規程の定めるところとする。

第2条 慶弔とは次の各号の一つに該当した場合をいう。

- ① 死亡したとき
- ② 個人および各種団体等より慶弔についてこの会が招待をうけたとき
- ③ その他必要が生じたとき

第3条 慶弔費の額については役員会にはかり決める。

付 則

将監小学校在校児童が第2条第1項第1号に該当したときは役員会にはかり支出する。

最終改正 平成16年4月17日（第5回）